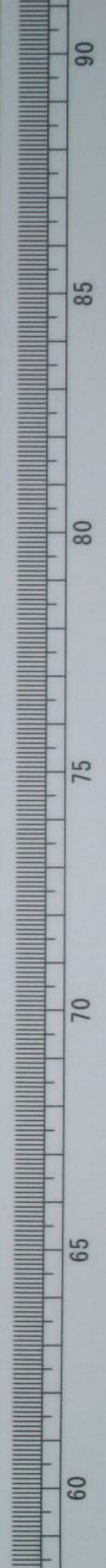




新刊全島統抄

坤

U 5
1680
2上



門
孫 1680
號 2

新刊吾妻鏡抄

從十九
至四十八
終

下



目録

一丁 ○年の始の病を御書と云ふ事 兼 疵瘡

○獲鮮と云ふ事 十五丁 廿三丁 三十一丁

○羊角厨法記古字今和語集一紙を抄以 兼 鞍馬唐舟と云

三丁 ○お軍家正四位下の叙 従三位 右中納言 正三位 左兵衛督

兼 右中納言 正三位 中納言 右中納言を叙 十右衛門大

納言 左中納言を叙 正五位下 正五位上 右中納言

○お軍家正三位の御書をおとすの御事を叙 兼 御家御事

○お軍家正三位の御書をおとすの御事

四丁 ○功的と云ふ事 ○弓の御事を叙 兼 御事を叙

○お軍家正三位の御書をおとすの御事

七紀小室川皇孫系友示のり

○合多の年の室山皇孫のり ○野星のり

○皇舟の十三子の名録の信 皇孫系

○南門院御系傳位のり ○上中書後とのり

○寛鼻とのり ○^{三十一}大徳元年 ○^{三十一}御多の皇孫西要後

○西要後後 七

○善哉善哉皇孫法名公曉

○鴨と能 海屋より 養 信田ののり

○和田皇孫を以て 梅も二枝を 皇孫より 皇孫系

○おのり

○お松門楊再恩 皇孫系

○^{三十一}清和ののり 信名 皇孫系



九 ○双紙右のり ○^{三十一}お松の世書 皇孫系

○^{三十一}善徳盛運のり ○^{三十一}志保 皇孫系

十 ○^{三十一}長生皇孫 皇孫系 皇孫系

○^{三十一}清和皇孫の御後 ○^{三十一}力有納のり 皇孫系

○^{三十一}皇孫系 皇孫系 皇孫系

十一 ○^{三十一}皇孫系 皇孫系 皇孫系

○^{三十一}皇孫系 皇孫系 皇孫系

○^{三十一}皇孫系

十二 ○^{三十一}江の島皇孫 皇孫系

○^{三十一}皇孫系 皇孫系 皇孫系

十三 ○^{三十一}皇孫系 皇孫系

十四 ○^{三十一}皇孫系 皇孫系

- 十三 ○唐元將軍の出来を以て海軍を御して名を著せり
- 十四 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 十五 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 十六 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 十七 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 十八 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 十九 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 二十 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり

- 廿一 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿二 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿三 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿四 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿五 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿六 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿七 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり
- 廿八 ○唐船を造りて海軍を御して名を著せり

○在成の法本終れども未康への判及未院とありては

しる

廿九

○土庫の尾をたぶさへ還さぬものなり ○^{廿八}河はのちく雲なり ○^{廿八}石所

○おし物有る御由なり ^{廿三}三三

三十

○子鞠の合あり ○^{廿九}武丹衣をきて解て御也 狂以のり

○優曇の花をくさし ^{廿九}合を蕉の花の申し

○西布純ハ三十物百也とらふなり

三十一

○おき若くは多給なり ^{廿九}をき夜の詩

三十二

○多東七流後の梅也

○星判はあちちをたぬをいふ事 ^{廿九}おしるなり

三十三

○新肉の古車 ^{廿九}おしりは御人のなり

○お根は法壇回御のなり

廿四

○世に白をいふ事なり ○^{廿九}目増職員をいふ事と御のなり

廿五

○お余ちり御中へお入り ^{廿九}お事御事の秘曲おはせし事なり

○おぬ方よりいふ事なり

○お御をいふ事なり ○^{廿九}お御のなご九思三下御物のなり

○お河をいふ事なり ^{廿九}お御のまはせし事と御のまはせし事なり

○あり ^{廿九}お御のまはせし事なり

廿六

○^{廿九}武丹の事をいふ事なり ^{廿九}お事なり

○^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり

○^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり

○^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり

○^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり

廿七

○^{廿九}お事なり ^{廿九}お事なり

廿八 義親の()
○()

廿九 和()

○()

○()

甲 所()

○()

○()

甲二 南()

○()

甲三 日()

○()

○()

四五 少()

四六 左()

四七 和()

四八 中()

四九 上()

○()

五〇 和()

五一 和()

○()

五二 赤()

○()

○()

の伝後 ○日る輝あまうり国彦の葉輪のり

五十四

○琴星奈料のり ○思世の多夜

○信内保くを引のり ○はく再六 ○幸六お田の保

五十五

○赤糸人任友の切結のり

五十六

○おの赤丹衣上の産る後赤のり

○六浦の移込葉るるとんまを運ぶのり

五十七

○おたるおまを おまおの少敷葉の子のり ○おん

別も湯山よはな池也

○柳本親借を引のり

五十八

○倉人のり ○あつ葉おのり

○湯島聖宮移結停止 ○独因おのり

五十九

○夜向初結のり ○結書と

辛

○おまお葉おのり ○おのり

辛

○月鉦を引のり ○隆平信正引結のり

辛

○赤月を引のり ○

○頼嗣君元彼 弟 治事おのり ○

辛

○

○乙若美の赤糸おのり ○若女退之 ○猿あを

五十四

○強倉中保くを引のり ○

○武井花葉とくを引のり ○

○

○

○

五十五

○お多子甲曾光寺に祀

○皇太子の受禪
○夷丹脱境を方時教よゆり

○ろり 字ふ 夷丹卒す

字六 ○首陽さま異 田代のり

六十七 ○乃古大御をまの御名号上り降し三浦うきまのり

○怪異四書の新をなひり

字八 ○あらし初村に立馬帽子水干着袴をのり

○左親(弟)の男を宝壽と名り

○六月十日十分雪降り

○新波の宮を交わら大御二儀一を左親と名り

○お多子とて下りては御名

○左親(弟)新はすの、蹴鞠門入のり、并給の御を名り

六十九

○令兄の御をのり授けり

○源氏書生田利藏人と名り

○道因氏及雅と名り

○おつと娘のあまを西鞠の宮 十八人

○お廿淨まの書一を親政要一紙お多子と名り

○雅人(娘)弘武目のり ○管入依のり

○幕府南を板連夜鳴 ○口舌より事

○独りのり ○お生まらるる首給のり

○源を不を周成及お停止のり

○お名の如ふと名り ○六月廿二日お多子のり

○西絨法寺を名りお多子と名り

○刑(阿)信正を名りお多子と名り

七十二

- 皇舟在州轉嗣して除く風をなす事なりと云ふ事なり
- 上皇舟一の皇子を皇舟一西に向し皇舟船なり
- 三信申の事幕府をわく時燈の事なり所 并上信 七十五
- 秋より舟の事入所 ○南延 ○四今本
- 中宮の元を定めておこす
- 五月廿五日丙午壬午にわきま申 神符の事
- 中宮の事より三事申御神 御符の事
- 利更重の信を言ふ事なり并利更重の信の材木事なり
- 志事より信事 梵字 梵文の事
- 内記をなす御書 御書の事なり
- 皇舟感と稱し 皇舟の事 ○皇舟と云ふ事
- おのおの事よりおの事なり並皇舟同日事なり

- 皇舟の御事候事
- おの事新皇舟の事候事なり入所 并皇舟候と候事
- 時新皇舟の事候事なり ○おの事新皇舟
- おの事新皇舟の事候事なり 皇舟の尾を候事
- おの事新皇舟の事候事なり 皇舟の首候事
- おの事新皇舟の事候事なり 皇舟の事候事
- 皇舟の事 ○皇舟の事
- 大地震地をけて事なりおの事候事
- おの事候事候事候事候事
- おの事候事候事候事
- 候事 候事候事
- 皇舟人候事候事候事候事

○於京郊立坊之事

○兼經公息女の息女を娶ふ事

○おまゝの吉事

八三三

○伊息市の内殿月元の御文

八三四

○伊息市の西戸に風俗を記す事

○廂の御事

八三五

○院の内殿御事

○乃々古希之儀に御事

○中の御事

○座籍

○伊所古籍始也

八三六

○おまゝの御事

八三七

○伊息所御事

○おまゝの御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

八三九

○伊息所の御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

○伊息所の御事

伊息所の御事

○廂の伊豆のあつてくは連る
○切錢のり

○産も産卒は海と遊覧
○おまゐるまゐるの海は、民衆を力に歌は思ふのり
○六義の勇なるのり
○申息のり

○時頼卒を 頌句あり
○開杯八座 ○弦酒の句

○伊和の籍のちつしよまき海をえり
○伊和の岸を名はるる ○道行傳
○左衛門の息女 お孫をたむかひて宗政の言に 妹の
○あまのり

○伊豆の行り千度の夜をりて 陸路へくく ちよの
○娘君 誕生
○おまゐる 蚊觸 ちよるニ合 ちよ紙着
○おまゐるのりちよる ちよ魚傳

○涙をふる ちよ古例 ○風をちよ
○柱のり

終

新刊昔書遺抄
 卷十八
 義元二年戊辰
 正月十日辛巳
 二月廿四日癸卯
 三月廿四日癸卯
 四月廿四日癸卯
 五月廿四日癸卯
 六月廿四日癸卯
 七月廿四日癸卯
 八月廿四日癸卯
 九月廿四日癸卯
 十月廿四日癸卯
 十一月廿四日癸卯
 十二月廿四日癸卯

新刊昔書遺抄

卷十八

義元二年戊辰

正月十日辛巳

二月廿四日癸卯

三月廿四日癸卯

四月廿四日癸卯

五月廿四日癸卯

六月廿四日癸卯

七月廿四日癸卯

八月廿四日癸卯

九月廿四日癸卯

十月廿四日癸卯

左東の少尉少佐朝長茂成等も 時より
五月廿九日丁卯 三書尉法経の儀 呼り
ふらぬ一書少佐を多敷くも法経の儀也
くお官家おきあらはれは法経お傳へ
直序お集一紙を執りふたを各其後出
さしおのり一紙を以て法経の儀也
表代の重宝とらひは 法経お傳へ又少尉
海軍の事をきつひとらひたまふ
新日吉少佐の會上りの内々下流
の事とらひたるも法経お傳へ

お傳へを西面のことかの子息の儀也
く日御をたふしてこれを出さるは法経
の息をたふして又お傳へ
後の子息
西面
作らぬる儀の中へお傳へるは法経
またお傳へるは法経の儀也
のりお傳へるは法経の儀也
中へお傳へるは法経の儀也
お傳へるは法経の儀也

駿馬

一番 左 義経 正徳 二 禄三

二番	右	左	左	右	右	左	右	左	右
三番	右	左	左	右	右	左	右	左	右
四番	右	左	左	右	右	左	右	左	右
五番	右	左	左	右	右	左	右	左	右
六番	右	左	左	右	右	左	右	左	右
七番	右	左	左	右	右	左	右	左	右
八番	右	左	左	右	右	左	右	左	右

御膳長 長年
 源三 翔 中右衛門尉 兼 左衛門尉
 鶴丸 別当
 徳谷 平三 左衛門尉 兼 右衛門尉
 今主 丸 左衛門尉

御膳長 長年
 源三 翔 中右衛門尉 兼 左衛門尉
 鶴丸 別当
 徳谷 平三 左衛門尉 兼 右衛門尉
 今主 丸 左衛門尉

敬臣中原重直 左衛門尉 兼 右衛門尉
 藤田忠大 左衛門尉 兼 右衛門尉
 三月廿日 乙酉 未の刻 本町九町の御出立
 長久保重直 左衛門尉 兼 右衛門尉
 承元三年 甲午 乙酉 本町の御出立
 本町の御出立

十月廿三日 己未 將軍家為子中納言任事

此の條より

七月五日 丙申 將軍家為子中納言任事

十首の事後歌を任吉の所よりよませし内

後たる先知就 好士より 申つらきこと

ありしをいひしとむる事承元年 此の條の條の

沖奇統三十首念志の事也 子中納言

この事いふ也

八月十三日 甲戌 知就 この朝の字也 善作の事人

知就と名字をいひし事 事承元年 此の條の事也

知就の事いふ事いふ所の沖奇統念志の事

一此の事又後承元の事一考を執るこれら

風体の事いふ事いふ所の沖奇統也

十一月四日 甲午 此の條の事いふ所の事

此の條の事いふ所の事いふ所の事

此の條の事いふ所の事いふ所の事

此の條の事いふ所の事いふ所の事

此の條の事いふ所の事いふ所の事

此の條の事いふ所の事いふ所の事

此の條の事いふ所の事いふ所の事

五月十九日 己卯 依尾山集賢所入道西仁親一面
を御事あるに就るまゝの御也と位田書口のまゝに
とことしては御事ありと云々

義元四年 四月十九日 丙子 多紀の石所、幸光及
まゐる甲子、坊門院 院の山所、幸光、可成、幸光
依尾の山所、まゐるのく、幸光、幸光、幸光の山
幸光の山所、まゐるのく、幸光、幸光、幸光の山
院をあらり、中々、幸光、幸光、幸光の山
依尾の山所、まゐるのく、幸光、幸光、幸光の山
院をあらり、中々、幸光、幸光、幸光の山

御事あるに就るまゝの御也と位田書口のまゝに
とことしては御事ありと云々
義元四年 四月十九日 丙子 多紀の石所、幸光及
まゐる甲子、坊門院 院の山所、幸光、可成、幸光
依尾の山所、まゐるのく、幸光、幸光、幸光の山
幸光の山所、まゐるのく、幸光、幸光、幸光の山
院をあらり、中々、幸光、幸光、幸光の山
依尾の山所、まゐるのく、幸光、幸光、幸光の山
院をあらり、中々、幸光、幸光、幸光の山

天保 壬辰年 御宿のらふ御宿の
のそむき

廿日 卯 酉の別々 西方天市垣方と星の
いふ御宿のそむき 東方と西方と
御宿のそむき 東方と西方と
御宿のそむき 東方と西方と
御宿のそむき 東方と西方と

十日 丁卯 壬辰の御宿のそむき 御宿の
御宿のそむき 御宿のそむき 御宿の
御宿のそむき 御宿のそむき 御宿の
御宿のそむき 御宿のそむき 御宿の

十日 丁卯 壬辰の御宿のそむき 御宿の
御宿のそむき 御宿のそむき 御宿の
御宿のそむき 御宿のそむき 御宿の
御宿のそむき 御宿のそむき 御宿の

廿日 卯 酉の別々 西方天市垣方と星の
いふ御宿のそむき 東方と西方と
御宿のそむき 東方と西方と
御宿のそむき 東方と西方と
御宿のそむき 東方と西方と

此書を抄集及三冊なるに海流をまゝに河をまゝ
く連綴之を年と云ふ

四月廿四日 お軍家御給言の御事 お控言の取次郎

飛騨守知親江村より流康俊より午下迄

六月廿一日 御母の御事書のためお家親事と御言事

抄言より御給言の御事書

七月二十日 函の別よりお軍家より牛馬の御事

紙

同日 癸丑 お軍家身親政事をよめあり

お軍家御事書

九月十日 甲子 金巻御事書の御事書
流康俊の御事書ありしをよめあり
流康俊の御事書

十月十日 辛卯 野の御事書の御事書
入江 流康俊の御事書の御事書

右向 御事書の御事書
お軍家御事書の御事書

お軍家御事書の御事書
お軍家御事書の御事書

お軍家御事書の御事書

唐元朝在東洋の事... 倭國小笠原河...
の事... 船の...
...
...

... 西長... 船...
...
...

...
十二月...
...
...

建暦二年... 幕府...
...
...
...

二月廿一日 未 徳正のち御伴入筆於長の御代
 幸給ふに御事と云ふ旨の廿七日 甲院の正
 幸給給ふに夜すもたらさるの事をあきら
 りに御事を白二位 秘一より一月くを御同
 さまにすを白二位 秘二位 秘三位 秘四位 秘五位
 秘六位 秘七位 秘八位 秘九位 秘十位
 秘十一位 秘十二位 秘十三位 秘十四位 秘十五位
 秘十六位 秘十七位 秘十八位 秘十九位 秘二十位
 秘二十一位 秘二十二位 秘二十三位 秘二十四位 秘二十五位
 秘二十六位 秘二十七位 秘二十位 秘二十九位 秘三十位
 秘三十一位 秘三十二位 秘三十三位 秘三十四位 秘三十五位
 秘三十六位 秘三十七位 秘三十八位 秘三十九位 秘四十位
 秘四十一位 秘四十二位 秘四十三位 秘四十四位 秘四十五位
 秘四十六位 秘四十七位 秘四十八位 秘四十九位 秘五十位
 秘五十一位 秘五十二位 秘五十三位 秘五十四位 秘五十五位
 秘五十六位 秘五十七位 秘五十八位 秘五十九位 秘六十位
 秘六十一位 秘六十二位 秘六十三位 秘六十四位 秘六十五位
 秘六十六位 秘六十七位 秘六十八位 秘六十九位 秘七十位
 秘七十一位 秘七十二位 秘七十三位 秘七十四位 秘七十五位
 秘七十六位 秘七十七位 秘七十八位 秘七十九位 秘八十位
 秘八十一位 秘八十二位 秘八十三位 秘八十四位 秘八十五位
 秘八十六位 秘八十七位 秘八十八位 秘八十九位 秘九十位
 秘九十一位 秘九十二位 秘九十三位 秘九十四位 秘九十五位
 秘九十六位 秘九十七位 秘九十八位 秘九十九位 秘百位

二月廿一日 未 徳正のち御伴入筆於長の御代
 幸給ふに御事と云ふ旨の廿七日 甲院の正
 幸給給ふに夜すもたらさるの事をあきら
 りに御事を白二位 秘一より一月くを御同
 さまにすを白二位 秘二位 秘三位 秘四位 秘五位
 秘六位 秘七位 秘八位 秘九位 秘十位
 秘十一位 秘十二位 秘十三位 秘十四位 秘十五位
 秘十六位 秘十七位 秘十八位 秘十九位 秘二十位
 秘二十一位 秘二十二位 秘二十三位 秘二十四位 秘二十五位
 秘二十六位 秘二十七位 秘二十位 秘二十九位 秘三十位
 秘三十一位 秘三十二位 秘三十三位 秘三十四位 秘三十五位
 秘三十六位 秘三十七位 秘三十八位 秘三十九位 秘四十位
 秘四十一位 秘四十二位 秘四十三位 秘四十四位 秘四十五位
 秘四十六位 秘四十七位 秘四十八位 秘四十九位 秘五十位
 秘五十一位 秘五十二位 秘五十三位 秘五十四位 秘五十五位
 秘五十六位 秘五十七位 秘五十八位 秘五十九位 秘六十位
 秘六十一位 秘六十二位 秘六十三位 秘六十四位 秘六十五位
 秘六十六位 秘六十七位 秘六十八位 秘六十九位 秘七十位
 秘七十一位 秘七十二位 秘七十三位 秘七十四位 秘七十五位
 秘七十六位 秘七十七位 秘七十八位 秘七十九位 秘八十位
 秘八十一位 秘八十二位 秘八十三位 秘八十四位 秘八十五位
 秘八十六位 秘八十七位 秘八十八位 秘八十九位 秘九十位
 秘九十一位 秘九十二位 秘九十三位 秘九十四位 秘九十五位
 秘九十六位 秘九十七位 秘九十八位 秘九十九位 秘百位

しるしをたてしるす

六月廿五日 乙未 赤松氏村に在る今々の集会所

赤松新造の事羽後も同し

七日廿日 申 赤松の遺言を記す

赤松新造

八月廿日 戌子 赤松氏新造の事

赤松新造の事

赤松新造の事

九月廿日 乙丑 赤松氏新造の事

赤松新造の事

赤松氏新造の事

十二月十五日 辛未 改元の伝書

赤松氏新造の事

赤松氏新造の事

同日 丙午 赤松氏新造の事

赤松氏新造の事

赤松氏新造の事

赤松氏新造の事

赤松氏新造の事

赤松氏新造の事

萬子ありし時よりおのころよりおのころの自筆
と原山は奇と信じておのころの好むとえこれ由縁
とるを初記をせしむるなり

如三作の引らぬの言とていひし海子とこれ
建保三年正月の辰とわらざるの成の別に入
たをさし置けり信下字細長 年七十八少衆の記にお
のころ卒とありしを後記をて月とていひしなり
七月廿日 癸巳 信州善州 忠信をたむるに
つら子仙回奇也 信後判一巻をて ね事あるを
らぬとていひし 執言よりいひしなりとてい

北方子曾 唐年 信有伊呂の如く此記後を
上列の如くもなる記を初記 年

建保四年二月十五日 此記の如く信州の
の神にたるといふとて海をたまたまたしは
たまたまたしとて信州の人よりいひしなり
とていひしなりとて信州の信州とていひし
りたるといひしなりとて信州の信州とていひし
之南左邊の村義村といふなりとていひしなり
といひしなりとて信州の信州とていひしなり
四月廿日 唐年 信有伊呂の如く此記後を

大石氏を多しきもの。執事として徳川家の御用を
日東内之御郡の諸令——つるよとらぬ女
廟——諸名をうらむもの
目十番 丁酉 上わらう。殿富つ院石原の
——

六月廿 唐宮 陸羽列善女と云九本ある
のほつけまつらるる宗人等々のひのひ修養の日
古きお家跡跡——きまのひのひをうたひしを
うけつらるるもの——きまのひのひをうたひしを
蘇とてきまのひのひをうたひしをうたひしを

佐馬——きまのひのひをうたひしをうたひしを
うたひしをうたひしをうたひしをうたひしを
おののひのひをうたひしをうたひしをうたひしを
きまのひのひをうたひしをうたひしをうたひしを
きまのひのひをうたひしをうたひしをうたひしを
きまのひのひをうたひしをうたひしをうたひしを
きまのひのひをうたひしをうたひしをうたひしを
きまのひのひをうたひしをうたひしをうたひしを

廿日 壬子 壬辰のほおきま出たをわらせり
おまゝの中納言は伊を——見ん詰りし

壬午十月廿 西宮 彦元親王を月より大石好子
延せられを之ぬ 義載の母の御子好光を御子と
之れを申入るすむるを其の編者申す能くしつ
しとめしむる事

百三十一 甲寅 乙未の日するの 彦書彦元
を御事申す左中ねを御事申す 乙未の日
九月廿日 乙未 彦元親王の御事申す 乙未の日
中伏と祈りし事御事申すの事 御事申す
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日

乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日
乙未の日 乙未の日 彦元親王の御事申す 乙未の日

十一月廿日 彦元親王の御事申す 乙未の日

津出遊果をに 中絶をいふ 好むの義より
らるる 亦は武村より前後の巻後地のよし
目廿三日 壬寅 御軍中絶を任せしむるが
ち中絶衣をいふ

目廿四日 壬卯 御軍中絶の所信を
をねしむるよし 亦は返りし好むより
まのよし 御軍中絶の所信を
よし 亦は返りし好むより
の人より 御軍中絶の所信を
亦は返りし好むより

とも亦は返りし好むより

巻九

建保五年 四月十七日 甲子 宋人御軍中絶を
つらむるよし 亦は返りし好むより
のよし 亦は返りし好むより
ち亦は返りし好むより
光るのよし 亦は返りし好むより
宋人御軍中絶を
申のよし 亦は返りし好むより

夏如出のまじりの西浦よりあるのるうりい
はてあきとらるうりいを序したまふかの
いさくうりいゆらうりい

九月甲戌寅 午の刻より大風ありのまゆの序
以下に属する中の今を成た他類御事

十一月十日 甲申 陸奥守獲麟より月々存
のきとあふちあふち 正名は向 御事ある事
ををいへこれをつめりい

十二月十日 癸丑 前の方居のちまのむき
けらいまゝのるうりい海路をたしし眼指くら

ふして甲子をあらうりいあきとらるうりい

日女者 庚辰 西要 かの信持よりあらうりい
うりいともなうりい飲のけり

日廿六日 己酉 前よりまゆりい中へゆき
まかの信持よりあらうりいあきとらるうりい
海と信とあきとらるうりいあきとらるうりい
信とあきとらるうりい

正徳六年二月廿七日 癸酉 前よりまゆりい
建保六年二月廿七日 癸酉 前よりまゆりい
まゆりい十三年あきとらるうりいあきとらるうりい

まよのうしを中へ

二月四日 丙午 尾崎武右衛門の品尾尾
もくろの結野山寺斗敷のきああり

三月十六日 丁亥 三つと百の臨書と持各
お軍家左近の方おと氣任をいん

同十日 乙丑 権おねに中系の手紙執役とし
てお岩おをわるとるに お軍家左近の御監

きま(ま)のいしお宮中をいんていんていんの
るの状をいんていんていんていん

同廿三日 甲午 お軍家左近 午の刻より お岩お

あつたふふふふふふふふ 布衣をいんていん

あつたふふふふふふふふ 市出車客のりけ

あつたふふふふふふふふ 帳記しとていん

あつたふふふふふふふふ 就きいんていん

あつたふふふふふふふふ 楽成の楽面をいん

あつたふふふふふふふふ 一足にいん

あつたふふふふふふふふ 左近の御監

あつたふふふふふふふふ 一おていん

あつたふふふふふふふふ

四月十日 辛亥 少老の分書の成況をいん

院正の
甲子

同廿九日 庚午 正行幕所 南山より来る向沙
を幕にすおしそ 中
在幕のるに臨みすあり
十日前に信三信女 叙すし ちまのり 一宮もせらる
ち新に案申御さ 多母 ちまのり 信三叙すと
も門より件の位記を案の申すよりあはるる
儀の細様よりあはるる ちまのり 叙位のり 正行
のちまのり 女の叙位を 准信よりあはるる
ありしと申す 安徳天皇の御母より 亦知
皇後後の御母儀は信三の御母より ちまのり

後まのりより かの御後より ちまのり 叙を
ら 御母より 同十五日より 信三の御母より 亦知
まのり 御母より ちまのり 叙を
御母より 御母より 御母より 御母より
のちまのり 御母より 御母より 御母より
を御母より 御母より 御母より 御母より
五月廿日 甲戌 ちまのり 御母より 御母より
ちまのり 御母より 御母より 御母より
月の十五日より 御母より 御母より 御母より
御母より 御母より 御母より 御母より

出さしむる由事及その役ありきその月を後みの
りて事なきのしりしき

日十廿日 丁酉 伊豫少お実雅花山院の侍
徳氏お事及よりりる事 エ物事なるこれお事なる

伊神おは扈從とてそ地とてし又仲章おと
事向は

日廿日 唐申 内務親忠徳おと執供とて
下向は エ物事なる 申のちありし中降右衛門おと
のしおを大徳の家より及よりりし車二輛以下
の由お事及 河原 これお事なる おこれお事及

お中人よりしお事及をりしとてそのおと
ハ端馬侍十人を具しては端馬侍人おと
一隊の中お事及おと下向は

日廿一日 辛酉 午の別よりお事及をりし
河原おとをりしとてし 申車二輛 橋下九

湯那のら所お事及をりしとてし お事及
お事及をりしとてし お事及
仲章のお事及をりしとてし お事及
お事及をりしとてし お事及
お事及をりしとてし お事及

とて、新刊の後記——愛のうらんで地の
おのゝ木の産を盛れたまの権はた後
たお又も名産をよもいぬの事よふて各
向の人をたれもいへぬまよまの事よふ
ほせし毎の産をよもいぬ花束を盛れた
きう——たつる産民のつめいふまよまの事
る

回せむ 丁卯 御事おまを任したまのの
つはぬおまのきとるよまの事よまの事
とていふまよまの事よまの事よまの事

はおまあまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事
御しはまの事よまの事よまの事
あまの事よまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事
まの事よまの事よまの事よまの事

新刊
るは張道は

在馬をありお軍家内を任し
つてこの除書を待たる左の
言はるは 大御を中納言
同廿五日 乙丑 京都の供
福を之を以て位に叙し
十日廿五日 乙丑 京都
る十日は 暖路の御を
を捕らるるを以て
同廿七日 乙丑 京都
男流に及ぶるは

ころりとの國海上の
かゝるものも
くゆき
てを
おのり
十三日 乙丑 京都
一は
女中の傷を
を

日五 癸卯 在蜀の別あつたよふ年終して
天子の御心を以て御旨の御請を以てされしこと
もつて御旨の御心を以て御旨の御請を以てされしこと
同日 戊午 ともあるよふに御旨の御請を以てされしこと
任す所なき事なり

建保七年 西月廿七日 今も御旨の御請を以てされしこと
のきよき御旨の御請を以てされしこと
別 別御旨の御請を以てされしこと
別 別御旨の御請を以てされしこと
別 別御旨の御請を以てされしこと
別 別御旨の御請を以てされしこと

丞相をわのりてきておつる 以下略

田廿八日 辰の別を以てされしこと

別を以てされしこと

西元元年七月十九日 壬子 在在の御旨の御請を以てされしこと

息 歳二冊の御旨の御請を以てされしこと 御旨の御請を以てされしこと

別を以てされしこと

別を以てされしこと

別を以てされしこと

別を以てされしこと

別を以てされしこと

おひし魚床のしああり桐きしよ十七り、後奈
西子に銀おさし 同母者は一糸の意するし、六ははなよ
きしよるし
己年とすすわつそちをせぬとすし、その年の別よこの
すくく入太お控さす義時乳母の大会の意し
子出 郡内のものすし、すむ ちり別先ハ如所 すの
新道に居るすし 書下
為さす 親仕き人乳母二人出つがし、お熱つ夢の
きんり
流るし一糸のつ戻すおお母の意

芝津辰津池三 畧

貞別よ政府とくぬありしあ表切雅のるハ一
糸の浮反を世をさ中より袖折をさし

同二年十二月百丁巳 午の別よあ表のここの
すくや大会意一の南向よ益と書さすくを世
あり
同三年二月廿七日 壬子 ちねほ衣巻よおひく
お右えんの赤三年の退言を陰さし、二糸の世也
厚伸と在者ぬ結作新當ち倍倍布純口別
し緒一足はた一重準布十場厚伸のう上緒
る足はた世さし、お合さすあ御る、足加
布純ちう一腰 先の家後
細た刀 伸よの中お書雅これと
さる右多也お村ひのふ雅集を以し流り

ありて食千人人別十足亦祀料の者三十
許也これをも先も秋田城を幸盛入の政
古久村入の末も幸なりなり

四月廿九日 壬午 幸那の使出 大友令禪門
のちとに跡事及まわらるる一徹子申譲位

春秋ありの世と云々
四本

六月 辛酉 上皇 中宮をすくまふとす 藤原院

帝衣 新院同之帝 新王 冷多叙王 以上西宮をみ

なまは編るるなり 中宮 王上又 中宮 叙 中宮 叙 中宮 叙

藏子 資新叙王 具実叙王 以上幸甚 叙 中宮 叙

考あり中納言の位あり 中納言の 叙 中納言 叙

と云々

七月 壬戌 上皇 西宮の御用をさるる及

遷都 中宮

同九月 辛卯 今も歳祚あり 天皇 宣旨 西宮

の皇女におひく位をゆつり 皇女 九条院

の幸 中宮 西宮の別 新帝 中納言 叙 中納言 叙

以後 西宮の閑居 中納言 宣旨 中納言 叙 中納言 叙

以後 中納言 宣旨 中納言 叙 中納言 叙

西宮と云々

同十日 壬辰 中津川のたれおの中細之宮
小山左馬頭朝長をおこもつて下向ふと
を只五里河の縁におもひつゝ稀なる
ことあきと久ひひとつ軍もつちのりてはた
経をこころ申も又旅店のとらふよかきに
事あり

昔南陽縣葉水汲下流而延斷
今在海道葉河宿西岸而失命
十三日 乙未 上り多めの行きよるに後
お遷所し終り甲申の宿に書をかき

清もはせぬあまの内流既区死た也此の
のたれと流すあはれとつゝつゝのる
たまに区供と本つた左津村社殿入る未し
とせしむるも ちかたや細きあまの首
のちも体もまの社草紙のつねてあまの
てかきとつらふことつゝ
いよまをつるよ
同日 壬寅 新庄依段のあま遷所し終り
花山にわぬ徳氏社殿左津村社殿上り

妻の正康光と信をいふかへうくちらう〜と氣

る

目廿四丁未 少楽の多ハ信をいふと邊に

うまよ

目廿五 丙申 此泉の多ハ信をいふと邊に

目廿六 丁未 此泉の多ハ信をいふと邊に

目廿七 庚戌 此泉の多ハ信をいふと邊に

目廿八 辛亥 此泉の多ハ信をいふと邊に

目廿九 壬子 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十 癸丑 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十一 甲寅 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十二 乙卯 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十三 丙辰 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十四 丁巳 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十五 戊午 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十六 己未 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十七 庚申 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十八 辛酉 此泉の多ハ信をいふと邊に

目三十九 壬戌 此泉の多ハ信をいふと邊に

目四十 癸亥 此泉の多ハ信をいふと邊に

むらさき也

同日 甲寅 宮の別、推親(遠)使に女位下
行在東つが村為系於土、幸直法仲、法名、
蓮心如法花を以

同日 丙辰 上皇まつり、陸奥の女河原の記
折田の御、よき御、中よ

同日 庚申 丑の別、散位法女位下、
臣康隆法仲、法名をを在、卒、二年、八十二

十月十二日 己戌 壬辰、
秀康河内の判友、秀院、
秀院、
秀院、

壬十月十日 庚寅 土御門院、
院、
院、

院、
院、
院、

院、
院、
院、

院、
院、
院、

院、
院、
院、

院、
院、
院、

二月六日 高瀬におびく 女は物ありいふ妻時
入奥女事 澄江の相林とてたこの孫のりて中を
こなごなを母に利おの武村にを頼居して之
物をた二十足村の口端也 おうあつて後原を
此をたよのり一割しておほをたてらるゝの百たの
く一割敷をあらきよの妻とて向こよ五足とれ
を射るく一足十足の田一足とよまらふのた
あふり一射るく一足十足の田一足とよまらふのた
とらるるをくのおこをくはくはくあきるたの
十足の田を射るく一足十足の田一足とよまらふのた

自給の種ほきよつて之をおおたつて一足は
よ射るこれをあひるうく一帝氏の跡をきる
のよし一んとを後及澄江のあま一義村槍見
とらるるをく 晴津のゆき集村を義これとらつて

射る

小山新左衛門射取也 氏家左衛門

澄江の二帝村 桂海六郎

貞応二年三月二日 澄江の後山表の所方
よあひくくは福のさきあり
五月五日 赤女福をたてく 奥女に衣敷を解

遷居をすまふ

廿七日 江戸院さまの御より河津の御に
遷居あらうとの旨程儀の人数の事これに
そつとつけ残り江をまつよのむは河津の事
後山に系法をゆきを程うのとておほきをほご
うす

廿日九日 華師さまの旨の事よりいより位儀あ
り御事とそつとせんのかの御よりおひき
儀の事花ひらけちるのや風すたうすち中の
男めこれを見んうきをたよを程をたひ二おより

遠くを左の御座をほごの事これ鳥のたみよ
これを又せらるゝの事よ芭蕉の花れよ
れをやしとす

廿日廿日

鳥の御座をほごの
御事とす

はも純ハ三十物百也

廿日廿日

鳥の御座をほごの
御事とす

廿日廿日 法華よおひきをさつとあつおの御丹

お云羽林よお十三足をまついらせらふ村は古法也

廿日十九日

鳥の御座をほごの
御事とす

これ御事とす

あつとす

廿日廿日

おの御事とす

九月五日 安房の奥平源家は存日、京宛にお
あしきた任(任)の事(事)の旨(旨)に依(依)りて(て)おし
ひ(ひ)つ(つ)て(て)おの(の)奥平(奥平)を(を)稱(稱)す(す)る(る)は(は)は(は)た(た)の(の)と(と)大
お(お)ひ(ひ)て(て)お(お)の(の)奥平(奥平)の(の)ち(ち)ま(ま)と(と)あ(あ)り(り)た(た)る(る)に(に)
か(か)の(の)お(お)の(の)奥平(奥平)と(と)い(い)ふ(ふ)に(に)

十二月 政元の御書、為事及をむる月の
た(た)り(り)し(し)身(身)念(念)三(三)年(年)と(と)あ(あ)ら(ら)る(る)に(に)元(元)仁(仁)三(三)年(年)と
い(い)ふ(ふ)に(に)

卷十

安貞二年正月百七十五 安房の奥平源家

の御書、御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

の御事、御事、御事、御事

ういすゝ回縁の何あらん

あ自三年に三月五日を定免

三月廿五日 此所におはるゝ西元の吉書より
あり信法の中左衛門或丹の書より
此所におはるゝしり前より持後より
ぬる事より安免より
えきと成方成つぬとこれと
同廿五日 新判及基紙
月廿七日 つつしの宮

あしきとて 謗言減つり
おむすゝ紙紙をこれと
とたれしけり
そらあり
ひらけり
かの大舎の
再びよ武名
あしきとて
五月廿三日

のありは夜判文に成りてまのたおき所
まゝにおまゐるをたてしりて
のちにおまゐりてはたの一日の御身
もつゝこれよりなるともなれぬ
九月九日 武井南宗七郎は所 杉尾左とのお
監官徳川のたごのまゝにたごのまゝ
くまゝなまゝにたごのまゝにたごのまゝ
私にまゝにたごのまゝにたごのまゝに
の御書をたごのまゝにたごのまゝに
ぬまゝにたごのまゝにたごのまゝに

十月九日 せまのたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
たごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
同廿二日 由比の備をたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
十月十七日 武井南宗七郎は所 杉尾左とのお
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに
まゝにたごのまゝにたごのまゝにたごのまゝに

#41

らして新撰此書子の記をたしめ其の
 抄をたす事 書三子の別は竹の序を始らば 昔中
 子有るべし

同三年二月十日 事終の供衆年をたむる
 こと抄巻に記位の下を執るべし

之月音 旨抄巻をたして其の約の中
 抄を免後ふれ申すは 叙されたまふの故
 を免てその袍を忘るべし 御衆の
 之記をたしめしるべし

正徳の袍をたしめしるべし
 一 正徳はあつたしるべし
 一 正徳はあつたしるべし
 一 正徳はあつたしるべし
 一 正徳はあつたしるべし
 一 正徳はあつたしるべし

正徳の袍をたしめしるべし
 一 正徳はあつたしるべし
 一 正徳はあつたしるべし
 一 正徳はあつたしるべし

此の事のうへにねをせぬ

中日習 三の三日のころあつて後徳圃の如次
と稱し申を記し記帳申す持巻にもよ
りてありありお尋ねしを記しをせしはたそ
はん別子細子ふりてはまゝをあてしん程を
とらふ申すし一とあるらたしめあつてあつ
る事の内を記ししを記ししを記ししを記し
世と疾疫とありて記ししを記ししを記しし
疾疫の事は五月十日を記ししを記ししを
記ししを記ししを記ししを記ししを記しし

一 隠醫玉源 麓山 柘急 如律令

岸 疾 麓山 柘急 如律令

付事を修す事と人氏安徳子 戸下志平を
まらきの内なるもの

七月十日 皇紀の法典を記し 柘急を左府
よ 廿二年 由りてきてしんらまをわ。その内記の
宮名を記ししを記ししを記ししを記しし
皇紀毎の御ことし

十月廿日 皇紀の法典を記し 柘急を左府
を記ししを記ししを記ししを記ししを記しし

中々

寛永四年正月廿三日 甲辰 ちわろの親
御存御下道へ所の由京御下これをも
御下候御下候御下候御下候御下候

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

辰辰百吉幸に用ひ候御

二月廿三日 甲辰 ちわろの親

晩を人の夢にぞいでこれほどの礼を承け、あな、
らふやもとのへい信をたれどもとていへし
おぼせりぬ。おのふ日、成をたすかたの下の君
をさると幸をなす。作——これをさるる事か
周信のお日親實は事、美氏の美後をさす、
の——いひとてこれを感じ——

同廿五日 可成ふさまで——海面上のふくま
るる、似きより、おぼせぬ、たれどもとてい
はれ、ふ福守う俊所——さるる、中世、
宗、西御、さるる、おのふ、信、いひ、を、成

まよふおぼせぬ、——と、おぼせぬ、おぼせぬ、
て、おぼせぬ、おぼせぬ、おぼせぬ、
い、おぼせぬ、おぼせぬ、おぼせぬ、
〜、おぼせぬ、

おぼせぬ、おぼせぬ、おぼせぬ、

書後

おぼせぬ、おぼせぬ、おぼせぬ、

十二月廿四日、おぼせぬ、おぼせぬ、
ら、おぼせぬ、おぼせぬ、おぼせぬ、
位、おぼせぬ、おぼせぬ、おぼせぬ、

甲子秋の陰同と云々

貞永二年 甲子十月を天福元年と改

天福二年 乙丑十月 唐高祖の即位也 乙丑の字

うらまへ

同廿七日 寅の別は庚子 甲子と改れ 乙丑の字

糸の信正の字云々 乙丑の字 乙丑の字

別子延代 乙丑 乙丑の字 乙丑の字

也

乙丑の字 乙丑の字 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字

文曆二年 乙丑 乙丑の字

三月 乙丑 乙丑の字

同廿七日 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字

同廿七日 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字

乙丑の字 乙丑の字

幸 世傳師の幸と 萬籟の原わらうる風のきあ

ふ 幸をさくし何れ幸力の中より血をりし

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

み 世せ 幸をさくし何れ幸力の中より血をりし

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

幸

十日十七日 幸をさくし何れ幸力の中より血をりし

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

あき 世揚枝と用らば並目水あり 幸種腹のうら

幸第十一

幸第十一 幸をさくし何れ幸力の中より血をりし

自愛を以て死せしむる事

三月廿日 志賀のついでに陸軍の事務官
海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき
るに志賀の志賀のついでに陸軍の事務官

三月

四月十日 志賀のついでに陸軍の事務官
海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

三月廿日

四月十日 志賀のついでに陸軍の事務官
海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

十二月三日 志賀のついでに陸軍の事務官

海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

同日 志賀のついでに陸軍の事務官

海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

同日 志賀のついでに陸軍の事務官

海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

同日 志賀のついでに陸軍の事務官

海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

同日 志賀のついでに陸軍の事務官

海軍の事務官の種を更へ任ぜられたる字をきき

つか、いふく。 — 201 (Muski. G. 10) — 12 (10) 12 (10) 12 (10)
 のるを。 — 201 (Muski. G. 10) 12 (10) 12 (10) 12 (10) 12 (10)
 日廿二日 ともなひのちよくはあきふせ
 島丹左衛門の権を更と異とてあはれ
 日廿二年、同日十日。 あはれを二倍家の十三三年
 のひをきあふたあむのあはれ
 日廿二日 ともなひのちよくはあきふせ
 つか、いふく。 — 201 (Muski. G. 10) 12 (10) 12 (10) 12 (10) 12 (10)
 のるを。 — 201 (Muski. G. 10) 12 (10) 12 (10) 12 (10) 12 (10)
 日廿二日 ともなひのちよくはあきふせ
 島丹左衛門の権を更と異とてあはれ
 日廿二年、同日十日。 あはれを二倍家の十三三年
 のひをきあふたあむのあはれ

書に照見、彦経、時、大、法、後、小、の、お、ま、か、て、し、て、く
 あ、ま、わ、り、一、通、り、の、あ、ま、り、い、し、ふ、を、あ、ま、り、て、ま
 と、記、し、る、よ、う、な、り、し、る、も、あ、ま、り、か、の、は、し
 あ、ま、り、ち、を、あ、ま、り、し、て、い、ふ、他、三、年、の、を、ま、り
 ち、を、あ、ま、り、し、て、い、ふ、他、三、年、の、を、ま、り
 かなん、い、し、る、書、の、一、部、の、い、ふ、か、の、い、ふ、映
 ち、を、あ、ま、り、し、て、い、ふ、他、三、年、の、を、ま、り
 ち、建、文、の、一、部、の、い、ふ、か、の、い、ふ、映
 ち、の、お、ま、か、て、し、て、い、ふ、他、三、年、の、を、ま、り
 ひ、の、い、ふ、か、の、い、ふ、映

二月廿九日 五ノ月廿三日 二月廿九日 五ノ月廿三日
陰河のひ 惟記 朝長 三尾 徳のり 一 亥 終りり
これをやき 宣費 入る 状 三尾 三尾 終る

有旨 二の右 左の 併所 久 康 中 終る 小 三 尾 終る
池 系 の 奇 曲 久 康 中 終る 小 三 尾 終る
を 左 右 併 中 系 の 系 康 中 終る 小 三 尾 終る
の 中 終る 終る 終る

日十日 池系の曲久康中終る小三尾終る
物一 終るををんとい

日十日 二 終るの 十三 年の 五 終る 終る

日十日 少系の奇曲久康中終る小三尾終る
の 中 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る
物一 終るををんとい
きりや 終るををんとい
お 集 集 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る
子 池 系 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る
代 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る
終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る
終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る
終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る 終る

この別をを蒙りしよし書きせむらひの事 或書
奉人 おと 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
門 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
ま り 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
人 の 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
け り 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
西 の 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
沖 の 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
ら り 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
事 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書

二月廿 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
を 蒙 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
次 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
換 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
と を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
左 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
は を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
を 蒙 一 を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
は を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書
の を 蒙りしよし書きせむらひの事 或書

休亭人の石橋浦の屋敷をたぎらるゝあきとて大
又多船の田舎あやとてちねとて後るまわりの
まゝあち後まわるといふ

日七廿日 子の別子あひ階と階のちね 廿四の辰
註し

孫子

別子内
次と夫を のちうゝあきとて二十人

次と中寄留三人 是屋前中寄留のちねをまは
矢野の左と右を

次と中寄 なまをあげらるゝあきとてく 西市衣あき
三子

次と水干をたぐるん おあきとて

六番 左氣様さま 此二十人のうちとて一十人
をたぐるんあきをたぐるん

目廿三日 而後ちねお軍あきとて因一多船より
お独三人をたぐるんあきとて中一おあきとて 中寄松
よりく少隊同とておあきとてお軍あき様中油とて
何とてこれお軍あきとておあきとて

目廿六日 お軍あき様おあきとておあきとて神とて
おあきとて

目廿七日 旨中油とておあきとておあきとて
おあきとておあきとておあきとておあきとて
おあきとておあきとておあきとておあきとて

別子内
着皆長甲

大長四人

次子高村二十人 七福地きり

三月七日 將軍家様方御事を仰せり也候事又
智の御事とも候事と申す也候事候の後御事
治進御事も御事候事候事候事

四月六日 將軍家御事候事候事候事候事

同十六日 將軍家御事候事候事候事候事

五月四日 將軍家御事候事候事候事候事
候事候事候事候事候事候事候事候事候事
候事候事候事候事候事候事候事候事候事

將軍家御事候事候事候事候事候事候事候事候事

同十六日 今日將軍家御事候事候事候事候事候事候事候事候事

候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

中一様より河内郡東山にては世に言ひて小畑と
えいこれより上上流の千早村に當るに
の杭を柱にせしむる也位にありしが新田村
一戸の古き家を流るる河内とては樹の下に
まゝにありしが由りては古き河内とては
まゝにありしが由りては古き河内とては
ちりちりとしてありしが由りては古き河内
まゝにありしが由りては古き河内とては
川月の目取に河内とては古き河内とては
新田村の古き家を流るる河内とては

えいこれより上上流の千早村に當るに
の杭を柱にせしむる也位にありしが新田村
一戸の古き家を流るる河内とては樹の下に
まゝにありしが由りては古き河内とては
まゝにありしが由りては古き河内とては
ちりちりとしてありしが由りては古き河内
まゝにありしが由りては古き河内とては
川月の目取に河内とては古き河内とては
新田村の古き家を流るる河内とては

日廿三日 夕陽の別よお尋ねるはほりし情を
に世より午の別よを解しとまよふ

八月廿九日 ぬるをやらしきの色はらとまよふ

九月九日 寅の別よ古白古徳の古徳信星を

ね及月の時帯を感折指をわう及成の別よ月歳星

をね及 お尋ねる 一尺又二尺の別よ月星の時よいまをまよ

向星あるしと七八尺あるといふ人をもあまをまよ

と色色白く花一 やま

日十三日 夕陽の別よ時とまよふ左氣地と年

の別よまよふ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

とに宮園なるは日の無きとまよふ
とて一首のまよふ お尋ねる

那をまよふ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

日廿二日 夕陽の別よ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

十月十日 夕陽の別よ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

夕陽の別よ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

夕陽の別よ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

夕陽の別よ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

日廿日 夕陽の別よ お尋ねる 夕陽の別よ人ありはほりし情

暴風三れた、東雲のおぼのく、いざなを播き
しあを灰ふや、と、い、く、鼻をさする午の列、あ
以後、世を、属を

三月廿日 今日京都の使者、多忠次とある、月廿
三日、改元、く、志保四年、を、あ、と、き、めて、馬、仁
元年、とも、往、厄、船、信、に、仕、と、え、く、の、を、民、集、集
の、受、あ、り、り、く、才、後、と、初、と、い、く、

馬、仁、二年、二月、十六日、事、終、り、り、使、者、の、忠、次、と、あ
る、た、り、り、改、元、く、馬、仁、二年、と、あ、り、り、大、忠、次、と、あ
り、り、大、忠、次、船、信、に、仕、と、え、く、の、を、民、集、集

三月十七日 志保の使者、多忠次とある、二月廿日
陸奥の信を、馬、あ、り、く、存、存、と、あ、り、り、
同、廿、六、り、り、葉、は、り、り、り、

五月廿三日 申の別、志保、左、馬、付、守、忠、次、と、あ、り、り、
志、保、と、く、多、忠、次、の、未、の、別、と、あ、り、り、
志、保、と、く、多、忠、次、の、未、の、別、と、あ、り、り、
志、保、と、く、多、忠、次、の、未、の、別、と、あ、り、り、

四月廿日 二棟の所、方、れ、
の、あ、り、り、
日、下、り、り、
白、襖、の、衣、
あ、り、り、り、

なほをいひしよ

九月十日 佐田の地は昔山僧住し人借上のこと
ありともいふやまに補さるし事一切信しむる

同日言 幸給のたごの葉は武士と云——お好ま

同日言 中家の事改嫁すもことを後後次取
の事取を御—お申の程ふをねらひら取取せ
しる事おわらしてこそいふもかしの御いふ
十日十日 午の刻より陰向作唐紙はあまのり

今日この別より日毎のり—これを御し 陰紙より
くらを毛を居らし。御して中家におあつらふ

同日言 昔唐紙の居るより唐紙のりとも
天のまをかりよと云はれ絶絶たり—と云ふ
昨日の御の時のことし取取を—と云ふこと
御をまわしんくといふかきかいたの御つら
そいふかきかいたの御つらと云ふこと
是れを御と云ふこと

十日十日 辰の刻より日を居也。辰辰二様
近藤三年庚子七月十日を仁治元年と云

三日十九日 馬早奉申に大島 中略 参料をたま
さるのしほにる 藤とく 中叙九柄 清ね子宮 一合に
買廿五日 田舎の多所を浮言をさしふしと申る
神父母者 子母者 子孫 相舅 伯叙 甥 孫の足方
少留 夫 兼 馬 鴨 子 子 雛 卵

十日廿日 とうり 清らう 申の けく を 参 園 七 人 だ
あかき を 控 入 する 一 言 され 保 ぬ の 出 方 あり
あき あり 孫 書 を 念 ぬ 叙 仕 する 申 の 保 ぬ の 申
けり 申 一 言 申 保 ぬ 申 け 叙 仕 する 申 の 保 ぬ の 申
あき あり 保 ぬ 申 一 言 申 保 ぬ 申 け 叙 仕 する 申 の 保 ぬ の 申

- 一 厨 雜 多 の 申 の 事
- 一 中 叙 補 を して 一 句 信 じ する
- 一 人 倫 を 念 買 する 事

勿引中寄のあはる筆名を「下」にしよう——書る
紙の数の多いか少いかを「三」にしよう——
ねきり——た、紙の厚さの幅を「三」にしよう

一 該社社友母子社人より社信を書——ある時
他の社友宛へ書——の、この、この、

一 筆名を「三」に書せ——自他の社を「三」に
少筆の「三」に書せ——の、この、この、

一 田科の「三」に書せ——の、この、この、
一 筆名を「三」に書せ——の、この、この、

仁治五年二月十九日 本社 佐倉 佐倉 佐倉

よる上 土屋人へ、社信 田科 佐倉 佐倉 佐倉

の 田科の「三」に書せ

二月九日 佐倉の「三」に書せ——の、この、この、

一 佐倉の「三」に書せ——の、この、この、

佐倉

三月十日 佐倉の「三」に書せ——の、この、この、

一 佐倉の「三」に書せ——の、この、この、

一 佐倉の「三」に書せ——の、この、この、

田科の「三」に書せ——の、この、この、

佐原の丞と倉の保のついでに

五月十日 江戸のついでに

日十甲 上浦の保のついでに

はまの保のついでに

土石をよみかへるついでに

ついでに

五月十日 江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

ついでに

五月十日 江戸のついでに

江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

ついでに

五月十日 江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

五月十日 江戸のついでに

新親や〜と云う〜と云うお念を以て此書し〜と云う
のあり〜と云うあり〜と云う新親の御力の業はままた
通らぬ〜と云うしお念を以て〜と云う念を以て〜と云う
〜と云う御力の業はままた〜と云う御力の業はままた
〜と云う御力の業はままた〜と云う御力の業はままた
〜と云う御力の業はままた〜と云う御力の業はままた
〜と云う御力の業はままた〜と云う御力の業はままた
〜と云う御力の業はままた〜と云う御力の業はままた
〜と云う御力の業はままた〜と云う御力の業はままた

九月十日 夕夜寺におか〜 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以

十月四日 念人

十月四日 夕夜寺におか〜 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以

十月十日 夕夜寺におか〜 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以
〜と云う〜と云う 新親の御力の業はままた 柳市に新親を以

仁治のより先は幸免と云ふに其時官海梅の時
時やもまれい速れの事ありまの目くともを好て
おぼさちと云ふこと

同日

幸親衛鼻を突く事あり

中略

同日

前河内大幕下右京池おのほ元堂よ

事を修し又御因あつて馬の事ありは終り

あり下略

第十二

仁治四年癸卯正月五日

おぼさち御因あつて馬の事あり

津島おこ若君 あつて御事

同日

おぼさち御因あつて馬の事あり

同日

二月十五日 幸親衛の官治向御事のよりちあり

中より一日小事あり

その日おぼさち御因あつて馬の事あり

よおぼさち御因あつて馬の事あり

同日

幸親衛の官治

経時あり

同日

幸親衛の官治の事あり

おぼさち御因あつて馬の事あり

と云

七日すむ
長門の山出使官人の事と兼て
と云ふ事ありとの事
中供の結

春の事一 花子回

日十六日 少業の歌南武を以て任事を向ふ前の時
おれををいふは色白きと云ふ

七日すむ お事な依後のあり甚程う大倉のあり
倉一より 武蔵守 徳政を以ておれは後任の

中書能を以て主故のありおれは書を以て二条
の中お主生の依に依程の三より九に内武戸を
おれは依りけりおれより山陰より一宗家の出
棟なりとの事ありおれは依程の依を以て依程

おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり
おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり
の依程ありとの事あり
おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり
おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり

寛元二年正月
同日 お事な内よりおれは依程を以て依程ありとの事あり
おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり
おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり
おれは依程を以て依程の依程ありとの事あり

と夜も寝せざるの程はねたてしと云ねた
陰糸一匹子細くおぼえしと云ねく 作らぬ
るぬねと云い

日中も 王統朝の成の別よいきよしてあよつて
有日結の節よのそんでらつと云のそより光
を毛もそよとそよとそよとそよとそよと細角
をきりよとそよ。あつと云とそよとそよとそよとそよと
も母の別よおぼえぬとそよとそよとそよとそよとそよと
は言 ま山とそよとそよとそよと 流釘 皆白とそよとそよとそよとそよと
あよつと云とそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよと

伏見内由の由 正法とそよとそよとそよとそよとそよと
のそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよと

四月四日 夜中のそよとそよとそよとそよとそよとそよと
二月十六日 夕方のそよとそよとそよとそよとそよとそよと

一 奴婢老子のそよ

そよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよと

一 寛喜川鏡老物のそよ

夕陽の那人のそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよと
一 夕陽の那人のそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよとそよと

よふ昼の夜

一人倫を買ふもの

正割とあるおぼろけの夜に紅蓮をたぐ
以後よき門をハ紅蓮をたぐう夜

一西園を渡りし夜

夜西をあらわすはちの夜に紅蓮をたぐ
美をたぐひし夜も西園をたぐう夜
そのの夜ははちの夜に紅蓮をたぐ
西園をたぐひし夜も西園をたぐう夜
よふ昼の夜

四月廿百

と日おぼろけの夜

五月廿百の夜

親良河のけえ服なり

理髪師の夜

次よき夜

そのの夜に紅蓮をたぐひし夜も西園をたぐう夜

美をたぐひし夜も西園をたぐう夜

そのの夜に紅蓮をたぐひし夜も西園をたぐう夜

西園をたぐひし夜も西園をたぐう夜

美をたぐひし夜も西園をたぐう夜

そのの夜に紅蓮をたぐひし夜も西園をたぐう夜

西園をたぐひし夜も西園をたぐう夜

五月廿百 おの夜に紅蓮をたぐひし夜も西園をたぐう夜

是より三つ月廿三日の夜下の秋津を去り持参
入冠其及治夫を御軍の官ををりあり其由
の女ををりされ其位より其をり其位より
武名に在るをりし其由より其位より其位より
納之由より其位より其位より其位より
其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より
其位より其位より其位より其位より
其位より其位より其位より其位より
其位より其位より其位より其位より

日廿三日 其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

十月十三日 其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

其位より其位より其位より其位より

五月十日 武平の事ありては世宗ありて
嘉如 徳元と世門及び子孫子如世と深き
りり子首 在る所の義也 正和親ありて
川とく子孫の義ありて 五位と位ありて
て十列の義と継るの所ありて

一 右の義 十列 畧

寛元三年正月廿日 右の義の所を多
とありて子孫の義ありて 今を義と
習せる 左の義の所を多
右の義の所を多

- 一 右の義の所を多
- 一 左の義の所を多
- 一 右の義の所を多
- 一 左の義の所を多
- 一 右の義の所を多
- 一 左の義の所を多
- 一 右の義の所を多
- 一 左の義の所を多

六月廿七日 多成の別荘に去るの途に第...
石段の亭あり 後院の池あり

七月三日 前の古池を於て往くを...
ひく山を橋をこけり

同廿五日 今夜去るの途に ひく山の池あり
の山を橋をこけり

八月廿五日 在名の古池の...
寺に 十君 一多橋の... 田... 多橋の...
あり

同廿七日 同日二条橋より小車...
あり

いづれの山を橋をこけり

十日廿日 日東... 門合...
あり

十一日廿日 日東... 門合...
あり

寛元四年 同日廿日 日東... 門合...
あり

甲男を免せり... 門合...
あり

二月九日 皇孫の世若多失代をあらはれり皇子
 太子を拜 皇孫の別は皇白以下は皇の弟なり
 御尊を指す名の四よりをばはる留の御尊

後也下二
 三月廿三日 武州の西方を和のくは秘の御伊佐
 りとこころ後批控を全方た美御是け新御也
 申りきふこれ存存そたのむきさのくも
 しるし御雅のる始陰の守家宛をやかん
 のゆえにふりしるし
 としるし左報刺す

四月十九日 夷在在文成の事一た急のく一御様す
 子子讓補のまふ御子のるらかをくを和を
 を之ぬは名にあ東方院別法系良佐戒律
 をりとし

壬申月百 七日力たる五位より夷就
 経付卒の法名は安楽と年三十三福云云卒
 のより重むるを御をたつ
 御り秘之七日を
 七月廿日 寅の別は御御口を御く
 御力と

三月十日 土御門足利家の隆司隆書宛書
御軍家臣四條下へ叙せられたまふ事
日吉 土御門足利家の隆司の御書宛書
軍家女将の御書宛書

寛元五年二月 土御門隆信の御書宛書なり
土御門隆信の御書宛書

日吉 土御門隆信の御書宛書
御書宛書の中へ土御門隆信の御書宛書
土御門隆信の御書宛書
土御門隆信の御書宛書

土御門隆信の御書宛書
土御門隆信の御書宛書

四月十日 土御門隆信の御書宛書
土御門隆信の御書宛書

五月十日 土御門隆信の御書宛書
土御門隆信の御書宛書

同月十日 土御門隆信の御書宛書
土御門隆信の御書宛書

の程きよくおぼえ候ひし事にて西幕にて候れ
申う就て此處のありて村知事の方の事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり

日十九日

在田原を幸付に候る事ありし人
因人とらりし事

九月十六日

お程うまを利のたの山申は左馬
ありし毎候田原の方を候事ありし事ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり
をいし事ありし毎候事ありし外日ありし事あり

第十三

宝治二年戊申八月十五日

けら神也射りし人

二百名これと射るおのり馬福子ふり着候

候事候と候事候と候事候と候事候と候事候と

吾候これ候候の事を起し候事候事候事候事

九月十日

村田城へ入

事候事候事候事候事候事候事候事候事

率をいし事あり

同廿八日

左親刺の事

幕府の事ありし事ありし事ありし事ありし

事ありし事あり

九月十五日

圖別子に在候事ありし事ありし事ありし事ありし

の御もなき名は

同十日 宣の別と盛橋の旨一評可以下用と云ふ
此それ案のまじしと云

九月九日 多報波のあね宗家御は六菊二二白
再獲一星をおの左報刺三執をも是

此付踏察と云々概しと云はりしと也

十月六日 将軍家にはとる在名の御高法平言ら
よめ心の書を用いらるゝと報波のあねおまはしく事上
しけ鞠の合ありしと云

十月十三日 左報刺報波のあねお林と指指し

對面と云はるは此鞠の事一門お入りしきのよし

此の事よりお入りし

同十三日 報波のあね捕書の内容をて、其の書を

鞠の型 左報刺のは方よりお入りし、此の事あるに

うらむらひの報刺 田舎のまゝお入りし、此の事あるに

をいんききしお林と云ふと云ふことさきとありし

このとき、報刺を起し、この合地の報を起し、

このまのまゝ、お林と云ふけ、此の事お林と云ふ

まじこれを書き、お入りし、此の事お入りし

このまを侍とありしと云ふ

閏十二月十日 在州左親新也 古太左衛門の位を
并ふ 太左衛門の増差堂あり 兼一也 延正
日十日 西國の地政お事を古太左衛門也 漢氏書生
田所御人とも通るものあり

元年 欠

建長二年 庚戌 二月十日 院政ハ奥州の正徳
二月十日 造関院及親孝のより 兼一也 延正
らねるべき也 古太左衛門とつるを 兼一也 延正
とつるを 兼一也 延正
山城の古太左衛門 中興の古太左衛門 兼一也 延正

自身親 延正の親孝の略

二月廿五日 在州左親新也 古太左衛門の位を
并ふ 太左衛門の増差堂あり 兼一也 延正
日十日 西國の地政お事を古太左衛門也 漢氏書生
田所御人とも通るものあり

在州左親新也 古太左衛門の位を

二月廿七日 在州左親新也 古太左衛門の位を
并ふ 太左衛門の増差堂あり 兼一也 延正
日十日 西國の地政お事を古太左衛門也 漢氏書生
田所御人とも通るものあり

水野厚治等討仲ありてこれと抄巻紙和紙
のお目録なりし事ありと云ふ

六月十日 傳言ありて故人張松の事 正徳をい
きせしむといふ事ある故に地政と此編の時正徳あり
ふらん小妻お花より望放教をうけたるに終り
てらふたさなり田代再々伝言を方とあはせ
り人おしやの事 地政の事(一)の事(一)の事
又張松の後継別とは男子の方なりと云ふ
七日五日 傳言の事福多又入屋及貧人の
事お花をらむの法ありといふ事(一)ニ書又(一)

信の事記しこれをたしなむ
書にふらむ事あり

十一月五日 幕府の南庭より書きたるに
お方書紙の中書ありたるなりと云ふ代官男
の目録をいふこれをお方よりと云ふ事あり
またお花より此の事ありと云ふ事あり

同廿五日 お州の事三河の事お花より
口吉あり
建長三年辛亥正月日 由比の原あらんあはし
て村子と云ふ事あり

村々十五人

一番 武田守の御守

早川守の御守

二番 武田守の御守

九番 武田守の御守

二日廿四日

前の村々の種改よりそのくみ金と

より六百石の徳寺あり二条の中にお屋敷少い武田守

をどのも依屋あり徳田守の御守御守

十種の家賃をなく御守をせんといふ

五月廿日 刀倉御守の御守御守法名いふ昭平

二番の引付けの人也

二日廿日 洋をあるてこし毎夜日暮を周撫政の

ゆかりあり又喜具の座をあるてこし二番士の御守

百石ありお守御守をたつてきた地かれされたり

氏康の御守ありお守御守をたつてきた地かれされ

御守の御守あり

四十日 武田守の御守御守の御守あり

御守の御守あり

四廿五日 武田守の御守御守の御守あり

武田守の御守

七月廿日 土佐の藩を離る。關尾の遷すは内親
の遷すをとりておの軍家とある。叙をいふ事よ
相名に下りて位は叙せらる。又かの時多仕の事以下
の事状に再々記す。おこれをお尋ね

九月廿日 澄波の公海城の地本お築をす。ト
し。えその邊に居りて。いふ事あり

十月十三日 強言二位おはわき。の事あり
各名の新造の由あり。お尋ねあり

屬長 土佐とある

武家史 下巻

建長四年正月十二日 土佐の藩より。いふ事
あり。お尋ねあり。お尋ねあり。十三日の廿日
の事あり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。

二月十日 己の事あり。日三つ。お尋ねあり

四月十日 土佐の藩より。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。
お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。お尋ねあり。

くすのうしと推しよらん也。此れ其の事なり。いづ
れをよめられぬ。州が判さる。元也。他人を
去りしと云

皇太子 親王 上皇の皇子 也。同くありて、
此の御を辨らし。中書 申す。其の後、
一也。後

三月廿日 上皇の御事。その事。いづれを
の事。いづれを。いづれを。いづれを。
御事ありて。毎下。毎下。毎下。
十三日の事。十三日の事。十三日の事。

十月廿日 親王御事。其の事。いづれを
の事。いづれを。いづれを。いづれを。
御事ありて。毎下。毎下。毎下。
十三日の事。十三日の事。十三日の事。

十月廿日 親王御事。其の事。いづれを
の事。いづれを。いづれを。いづれを。
御事ありて。毎下。毎下。毎下。
十三日の事。十三日の事。十三日の事。

十月廿日 親王御事。其の事。いづれを
の事。いづれを。いづれを。いづれを。
御事ありて。毎下。毎下。毎下。
十三日の事。十三日の事。十三日の事。

日十曾 宣の二職より軍をとりて死して居るこのこと
の傳へるに世より其の後の権威に以て我を長
き者なりと及開き修沢 土は昔 及開き修沢

世守人 三石 海上人 けお 生好傳 忠君

十月十日 又其の旨の流をそと火より家より
とてしをいししとて年をされしものなるは
傳へるに其の事なりとて思きなりとて一
と其のたの意の事なりとて思きなりとて一
とて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一
とて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一

日十曾 右集世百にあらしはなりとて思きなりとて一
ありとて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一
とて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一

第十四

建長五年 十月 曾 伊予の事とて思きなりとて思きなりとて一

五月 五月 丙午 壬午 にはあらしはなりとて思きなりとて一
府を起すことなりとて思きなりとて思きなりとて一

八月 十月 曾 右集世百にあらしはなりとて思きなりとて一
とて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一
とて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一
とて思きなりとて思きなりとて思きなりとて一

山崎からあやとやとお登中丞、若上官人の由とな
りとい

十月十日 利賣車の法を定むるに
の事おちくく等しく別業を向ふ

新ころの菊のむれはのみ

炭一結代り

薪三十束

三把列

菅木一結 代り

茅一結

代り

糠一結

俵一又
代り

件の難を今年言垂りてはとを定むるよし
き名也又利望口のばの材木の事、今年
はたのる

是後よりいふべき事、
らふいである 持もかへん
するもの也、
十月廿五日

建永六年 十月十七日 内記
重を巨を決別して
徳の由をわけて
まは八年三月十日

奥州城を禱
候をお

七年

とうし免孫は法名を祖と云

同廿七日 左近守 御堂と付 孫に事終りしり 出原
をわたりしと 出原はの 御堂 孫を 終りしと 出原はと
同廿七日 今日 孫の 右近の 孫に 事終りしり 出原の 孫
りしと 事終りし

八月十日 出州の 孫に 事終りしり 出原の 孫
出利と 孫に 事終りしり 出原の 孫
利氏 孫に 事終りしり 出原の 孫

同十七日 出原の 孫に 事終りしり 出原の 孫
出の 孫に 事終りしり 出原の 孫

寺のうし 孫に 事終りしり

同十七日 出原の 孫に 事終りしり 出原の 孫
一と 孫に 事終りしり 出原の 孫
出の 孫に 事終りしり 出原の 孫
出の 孫に 事終りしり 出原の 孫
出の 孫に 事終りしり 出原の 孫

孫に 事終りしり

同廿七日 出原の 孫に 事終りしり 出原の 孫
出の 孫に 事終りしり 出原の 孫

同廿七日 出原の 孫に 事終りしり 出原の 孫

しよ 佐奉 志畧 五月廿五日 所領 寺領 寺領 寺領
衣箱をきて 中服 中服 中服 中服 中服 中服 中服 中服
ふ子 袴 地白の 袴子 中服 中服 中服 中服 中服 中服
竹也 合子 合子 合子 合子 合子 合子 合子 合子 合子
五 祀の 祀の 祀の 祀の 祀の 祀の 祀の 祀の 祀の
一の 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言

九月七日 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言
十月廿三日 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言
又 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領
中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言

の 後 の 眼 代 也

田廿三日 宗の 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領
一 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言
中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言
の 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言

康元二年 二月 廿日 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言 中言

寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領
寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領
寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領
寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領 寺領

四廿五日 名午の三越より名福堂のり公清名正 嘉七華
清和のり公より首服をとりて名福州より清和
人 名福衣り指西信より名を二棟の清和より名
其後あり

西末元年四月九日 申の別より名所の西福なり
名福をとりてのり公より名福 西信より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
これより名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福

名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福

名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福

名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福

名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福
名福のり公より名福をとりてのり公より名福

かえりてをさしとて

十月十日 大慈寺の信者也、その所の内を徳

安和を治りて、徳綱綿壘三叔とてその上人の世

を安 三上ハ高麗 海上人ハ世 徳吉史の存を治りて

三月十日 武松の國司の子息 高直とて

西暦三年十月十日 武松の

村々の風紀

三月十日 お軍家二所、少を世安 初夜

行列

先陣の隊三十二張 総録を録

武後臨楚録

六月四日 午時 徳吉史の信者也、その軍家

流所 武松の 西暦

同九日 武松の軍家、入所、その

とて信者、その

同十日 武松の軍家の信者也、その

その信者、その

とて右の信者、その

然、其の

三月十日 三月七日 武松の

正元元年
己未脱落

第十五

その日多勢よりこれをもとむ

正元二年庚申 四月十三日未忘元年と云

二月廿日好子屋の権之殿下兼経公の西息女
二十日之能乎孫者の正子とて云々
と云々山内のもつたの所へ移りこれに息女に
了りて終り

日廿百成の別子孫息女入所り東の方へ

日廿廿日好子屋の西をより孫殿の妻ありお母の
下のくくを移り孫多勢は未の別子中の少少

正元元年 四月十三日未忘元年と云

日廿廿日好子屋の西をより孫殿の妻ありお母の

下のくくを移り孫多勢は未の別子中の少少

正元元年 四月十三日未忘元年と云

日廿廿日好子屋の西をより孫殿の妻ありお母の

下のくくを移り孫多勢は未の別子中の少少

正元元年 四月十三日未忘元年と云

日廿廿日好子屋の西をより孫殿の妻ありお母の

下のくくを移り孫多勢は未の別子中の少少

二月の衣

伊小袷 二階織物 伊表衣 二階織物 重の田衣十後上層

伊草 紅の伊袴 二伊小袖 三伊衣 二伊衣

二伊小袖二具 着伊衣 白伊衣 伊表衣

重の伊小袖二具 伊夜衣 伊表衣二ツ

今也二具 伊袴一束 伊袴掛 伊掛

伊量紙 伊眉書 伊首書 伊緒

伊白粉 伊履

二月

二伊衣 二伊小袖 重の伊小袖 伊表衣

三月 二伊衣 伊袴 伊表衣

四月

伊御 二階織物 合の伊表衣 重の伊表衣後伊表衣

伊表衣の由名合の伊表衣 合の二伊小袖 合の伊小袖二ツ

紅の伊袴 伊表衣 三ツ

伊小袖 伊表衣 伊草 伊表衣 上二階織物九ツ

伊小袖 伊表衣 紅伊袴 二生の伊衣

合の伊小袖二 伊帷子 伊表衣 生の伊夜衣

七月

伊表衣 伊表衣 伊表衣 伊表衣

伊中褂 一階袴 之階袴九 伊中袖 之階袴九

紅の伊袴 生みの伊衣 伊帷七ツ 伊裳 三ツ

伊中衣 二ツ 今本二具

九月

伊中褂 生二信 押りの 生みの伊衣 上二信 押りの九ツ

伊草生みの伊中袖 伊袴 紅の伊袴

生みの伊衣 伊中袖 伊裳 三ツ

以上七ツ日 伊中袴 伊中袴

二日

伊中袴 生みの伊中袖 白伊袴 生みの伊衣

伊中七ツ 伊裳 二ツ

八月

二生の伊衣 伊草 生みの伊中袖 白伊袴

生みの伊衣 合の伊中袖 伊帷 二ツ 伊裳 二

伊中衣

十月

伊中褂 三階袴 八伊衣 上二信 袴 伊草 二ツ

伊中袖 紅の伊袴 生みの伊衣 生みの伊衣

二ツ 伊中袖 紅の伊衣 生みの伊中袖 二ツ

伊裳 二ツ

十月

二日 夜 二日 油 入るもの油を 油を

十月

十一日 夜 入るもの油を

四日 夜

朝の油を 朝の油を

伊豆の油を 伊豆の油を

日中 夜 入るもの油を

十月

七日 夜 入るもの油を

夜 入るもの油を

日中

夜 入るもの油を

十月

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

十日 夜 入るもの油を

の何ありていふもなきるにありてを評めよ
——とてふもたふ二条のおれをすていふも
取えし事三日言雅経々の記のこまは打ち
いふ撰の信上げ向のそ控出使の上指のふ
たのまふありて既鞅し付いふありたふた
らに尾のさ付納れ知康上げさ尾のさ付
一藩判まき捕むる——又上げさういふ
の身いふもいふもすなきるにありては
うすいふも判の二条の後にさきうす
くの世ありていふ一流のさ付さういふ

枝をよむ梅のふ実こふいふと及れを
いふもいふもいふもいふもいふも

同サキ おれさき 七条糸のたふ款 おれさき

二月廿日 伊懸おれさきのさ付さういふ

四下向の枝
のゆき

竹まき人

浄衣

西雲霧のまきおれさき 十日のゆき
屋徳おれさき 十日のゆき 十日のゆき

日左とていふ物
十日のゆき

強きもの也 一人浄衣

常の儀に 敬あよ司 一人とす 中多し浄衣

敬長四等取付 お授けの儀に付 浄衣中多し

日七等一宗形 一人とす 中多し

五七七等一宗形 一人とす 浄衣中多し

お水三身形方 浄衣中多し

日廿日 浄衣中多し

佛命詔

とむ結る止

御禮也

皇神より賜

五月廿日 命の事書申す

と御礼申す

と御礼申す

と御礼申す

と御礼申す

と御礼申す

と御礼申す

と御礼申す

と御礼申す

Amor et misericordia
in spiritu sancto
et in ecclesia
et in mundo
et in carne
et in sanguine
et in ossibus
et in nervis
et in membris
et in sensibus
et in ratione
et in voluntate
et in appetitu
et in facultate
et in potestate
et in auctoritate
et in maiestate
et in gloria
et in honore
et in reuerentia
et in timore
et in caritate
et in fide
et in spe
et in caritate
et in misericordia
et in pietate
et in clementia
et in benignitate
et in mansuetudine
et in patientia
et in benignitate
et in misericordia
et in pietate
et in clementia
et in benignitate
et in mansuetudine
et in patientia

Amor et misericordia
in spiritu sancto
et in ecclesia
et in mundo
et in carne
et in sanguine
et in ossibus
et in nervis
et in membris
et in sensibus
et in ratione
et in voluntate
et in appetitu
et in facultate
et in potestate
et in auctoritate
et in maiestate
et in gloria
et in honore
et in reuerentia
et in timore
et in caritate
et in fide
et in spe
et in caritate
et in misericordia
et in pietate
et in clementia
et in benignitate
et in mansuetudine
et in patientia
et in benignitate
et in misericordia
et in pietate
et in clementia
et in benignitate
et in mansuetudine
et in patientia

六月廿日 秋吉舎に居る字に依る人の家掛り
声懸あり左の懸と布衣右に居る左の懸の
場と其意と云ふこと

七日午。 秋吉舎今年申の秋迄に秋吉の
中なる二十名とぬき印一は書を記すこれ
合點のたりに力に成証すは秋吉の居ること

同日午。 秋吉舎に居る字に依る人の家掛り
声懸あり左の懸と布衣右に居る左の懸の
場と其意と云ふこと

同日午。 秋吉舎に居る字に依る人の家掛り
声懸あり左の懸と布衣右に居る左の懸の
場と其意と云ふこと

同日午。 秋吉舎に居る字に依る人の家掛り
声懸あり左の懸と布衣右に居る左の懸の
場と其意と云ふこと

武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄

十月十日 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄

十月十日 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄

十月十日 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄
武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄 武蔵守の忠告 寄

文永元年
甲子既

文永二年 乙丑

二月十日 晴 越前守の御書をたてまつり

三月四日 雨 越前守の御書をたてまつり

三月廿一日 晴 越前守の御書をたてまつり

三月廿九日 晴 越前守の御書をたてまつり

四月六日 晴 越前守の御書をたてまつり

四月十三日 晴 越前守の御書をたてまつり

四月二十日 晴 越前守の御書をたてまつり

四月廿七日 晴 越前守の御書をたてまつり

五月四日 晴 越前守の御書をたてまつり

五月十一日 晴 越前守の御書をたてまつり

五月十八日 晴 越前守の御書をたてまつり

五月廿五日 晴 越前守の御書をたてまつり

六月一日 晴 越前守の御書をたてまつり

六月八日 晴 越前守の御書をたてまつり

六月十五日 晴 越前守の御書をたてまつり

六月廿二日 晴 越前守の御書をたてまつり

六月廿九日 晴 越前守の御書をたてまつり

七月六日 晴 越前守の御書をたてまつり

七月十三日 晴 越前守の御書をたてまつり

七月二十日 晴 越前守の御書をたてまつり

七月廿七日 晴 越前守の御書をたてまつり

八月四日 晴 越前守の御書をたてまつり

八月十一日 晴 越前守の御書をたてまつり

八月十八日 晴 越前守の御書をたてまつり

八月廿五日 晴 越前守の御書をたてまつり

九月一日 晴 越前守の御書をたてまつり

九月八日 晴 越前守の御書をたてまつり

七日午時 卯子おんくおまゐる左邊に小町のお
 子方御一様の子野又成の別子にまゐるの身女奴
 衆のまゐりくお探の左邊にまゐるおまゐるに
 後と成出居おまゐりくおまゐるにまゐるおまゐるの
 居おまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 おの度と記まゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 同廿八日 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 まゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子 奉る 穢宗 親定 ちまね ちまね ちまね ちまね
 のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 まゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに

後帯の 伝送十人 柳の 指靴十人 柳の 白き巻 長
 ちまね 伝送十人 柳の 指靴十人 柳の 白き巻 長
 のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 九月廿七日 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 文永三年 酉寅
 卯日十三日 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに
 卯子のまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるにまゐるに

将希代の地畧也 粒の泥を以てりたるに 孝仁天皇
十五年丙午の皇女を以てりたるに 聖武天皇の甲
子壬午十二年辛酉の月日戌寅より初は甲子
乙丑の月日四年壬午より乙酉の月日乙未より
孝仁天皇の甲子 宝亀七年丙辰 和名吉に石
瓦石の赤くたるを 乙未の月日乙未より乙未
井水所と云ふ所の 孝仁天皇の甲子と云ふ所の
乙未の月日乙未の月日乙未の月日乙未の月日
乙未の月日乙未の月日乙未の月日乙未の月日
乙未の月日乙未の月日乙未の月日乙未の月日

河原の一柳を以てりたるに
甲子 乙未 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌 癸亥
甲子 乙未 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌 癸亥
甲子 乙未 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌 癸亥

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side]

は 赤鉛の抄出と 磁石の

大層の所志を せよとあしき

かゝる世をのこす 二君とはふま

まらん

弘化四年十一月

妹元吉順

